



藤沢市住宅・店舗等リフォーム融資 利子補給制度の対象が拡大しました！

市では、地域経済の活性化を図るため、市が指定する市内の金融機関から融資（ローン）を受け、市内の施工業者に発注して、住宅・店舗・事業所のリフォーム・リニューアルをする方へ融資（ローン）の利子補給をしています。

平成31年1月1日から対象範囲の拡大など、5つの変更を行いました。ぜひご活用ください。

【変更内容について（概略）】

	対象	変更前	変更後
1	住宅リフォーム	市民が所有する自己の居住用の家屋が対象物件 例：自己所有の自宅のみ	市民・市内中小企業者が所有する居住用の家屋が対象物件 例：所有する賃貸アパート、親族所有の家も対象
2	店舗リフォーム	小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む店舗のうち「フランチャイズ加盟小売店」は対象外	小売業・飲食サービス業・生活関連サービス業を営む店舗のうち「フランチャイズ加盟小売店」も対象
3	事業所（工場） リフォーム	工場の用に供する物件が対象 例：工場のみ	工場、事務所の用に供する物件が対象 例：テナント、貸しビル、事務所なども対象
4	対象融資額	住宅： 50万円以上 1,000万円以下 店舗・工場： 100万円以上 2,000万円以下	住宅・店舗・事業所： 50万円以上 2,000万円以下
5	補給金の申込み から交付まで	1月1日から12月31日までに支払った利子について毎年、申請・交付（2回申請が必要）	融資の実行日から1年経過後、支払った利子（12回分）について申請・交付（1回申請）

【補給額・補給期間】

補給率 年2.8%以下 補給期間 12か月

【問い合わせ先・受付窓口】

公益財団法人 湘南産業振興財団 融資担当

〒251-0052 藤沢市藤沢607番地の1 藤沢商工会館2階

TEL: 0466-21-3811 FAX: 0466-24-4500

午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時まで及び土日祝・年末年始を除く）